

京都市北部山間振興本部規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第118号

京都市北部山間振興本部規則の一部を改正する規則

京都市北部山間振興本部規則の一部を次のように改正する。

第5条第9号を次のように改める。

(9) 産業観光局産業イノベーション推進室企業立地推進・産業用地創出担当部長

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(文化市民局くらし安全推進部文化市民総務課)